

固定資産税の軽減、資金繰りの支援措置などメリット多数！！

先端設備等導入計画

新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ^(※)になります

※課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする

令和4年度末まで
期間延長決定！

News

市区町村の判断により、新規取得設備の
固定資産税が最大3年間ゼロになります！！

< 先端設備等導入計画とは？ >

- ・ 中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- ・ この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。
- ・ 認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください

- 生産性向上のための設備投資を予定している
- 金融支援を受けて設備投資したいと考えている
- 「ものづくり・サービス補助金」もしくは「IT導入補助金」の申請を検討している

支援措置の内容

固定資産税の軽減

3年間にわたって
ゼロ~1/2の間で
市町村が定めた割合
に軽減されます。

資金繰りの支援

金融機関から融資を受ける際、
信用保証協会による保証のうち、
普通保険等とは別枠での
追加保証が受けられます。

補助金における優先採択

一部の補助金において
優先採択
(審査時の加点)が
おこなわれます。



制度活用の流れ

① 制度の利用を検討、事前確認・準備

- ・ 市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認します。
- ・ 設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認します。

② 「先端設備等導入計画」の作成

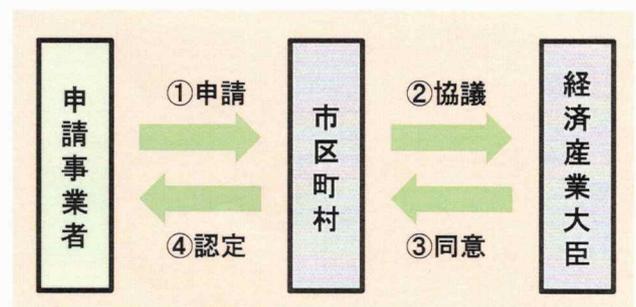
- ・ 認定支援機関(当事務所)に確認を依頼します。
- ・ 新規取得設備に係る工業会証明書の発行を依頼します。

③ 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ・ 市区町村長に計画申請書(必要書類を添付)を提出します。
- ・ 認定を受けた場合、市区町村から認定書が交付されます。

④ 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・ 税制措置、金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。



申請支援サービスのお申込み方法は裏面をご確認ください